

さく井工事特記仕様書

1. さく井工事特記仕様書

- 1-1 本掘削井は上水道水の水源を目的とする。作業開始に当たっては監督員と十分打合せの上、本目的を理解認識の上、作業に取りかからなければならない。
- 1-2 契約書・本仕様書並びに図面にに基づき確実に施工しなければならない。施工順序、方法、設備その他細部にかかわることは監督員の指示に従うものとする。
- 1-3 施工に関しては、付近住民・交通・水利その他工作物に支障を及ぼさないよう十分な手配と設備をすること。
- 1-4 施工上必要となる外部に対する一切の手続き及び交渉は、監督員の指示に従い請負者が処理しなければならない。
- 1-5 仕様書に明記ない事項でも施工上必要な事は監督員の指示に従い、工事の完成に努めなければならない。また、疑義を生じた場合は監督員と協議の上決定する。

2. 工事概要

2-1 工事場所 青森県五所川原市大字毘沙門字上熊石1-184外地内

2-2 工事内容

(1) 井戸一基

掘削径	φ508mm
ケーシング	350A (SGP黒管)
深度	170m
電気検層 ストレーナー	比抵抗測定(電極間隔=0.25m、1.00m)、自然電位測定、孔内温度測定 リングベーススクリーン(亜鉛メッキ) L=93.5m(有効長5.5m×17本=93.5m)、スロット=1.5mm
セメンチング	GL-0.0m～39.0m
ベントナイト	GL-39.0m～40.0m
砂利充填	GL-40.0m～170.0m、(φ6～9mm洗い砂利)
揚水試験	予備揚水試験、段階試験、連続試験、水位回復試験 一式
水質試験	水道法全項目 (原水39項目)
残泥土処理	産業廃棄物として廃棄処分
報告書作成	地質柱状図(電気検層図)、揚水試験解析図、水質試験成績表、工事記録写真

(2) 揚水設備工 一基

水中ポンプ	φ125mm-3s-22kW(200V)全揚程:75m～39m、吐出量:900L/min～2,300L/min
地上部	井戸蓋、ベースプレート、スルース弁、チャッキ弁
水中ケーブル	60m×2本
揚水管	125A-SGP亜鉛メッキ(フランジ接続) L=2.76m/本(流用)
水位計	投込式水位計(流用)
配管・電気工	一式

2-3 ボーリング

- (1) ボーリングは原則としてロータリー方式とする。
- (2) ボーリング位置は、監督員が現地で立合いの上決定する。
- (3) 掘削試料を基に地質の変化を調べ、地質柱状図を作成するものとする。
- (4) ボーリングの掘削深度については、掘削完了後監督員による検尺を受けなければならない。

2-4 掘削の中止及び変更

- (1) 地層条件等で掘削計画深度に達しても、所要の水量を得る見込みのない時は監督員の指示を受けるものとする。
- (2) 深度を延長して、所要の水量が得られる見込みのある場合は監督員と協議の上、増掘することができる。
- (3) 掘削計画深度に達しないで十分な水量が得られる見込みがある場合は監督員と協議の上、その深度において中止することができる。

2-5 材料及び施工

- (1) 掘削は最も地盤に適応した方法により、正確かつ垂直におこなう。
- (2) 掘削中は、絶えず泥水を循環、又は充填させ孔壁の崩壊等を防止する。
- (3) 資材は納入に先立ちメーカーリストを提出し、承認を得て現場搬入の際は検査を受けるものとする。

2-6 電気検層

- (1) 電気検層は連続測定記録とし、次のものをおこなう。
- 1) 比抵抗測定(2極法あるいは4極法) 2) 自然電位測定 3) 孔内温度測定
- (2) 測定結果を地質柱状図と対比して図示するものとする。

2-7 ケーシングパイプ

- (1) ケーシングパイプは配管用炭素鋼管を使用するものとする。
- (2) ケーシングパイプの接続は電気溶接によるものとする。

2-8 ストレナー

- (1) ストレナーの設置位置は地層及び電気検層の結果等を基に監督員の承認を得るものとする。

2-9 揚水試験

揚水量の測定方法はポンプ吐出し量法による。

- (1) 揚水試験は予備揚水試験、段階揚水試験、連続揚水試験及び水位回復試験とする。
- (2) 予備揚水試験は汚水を十分に排出した上でを行い、段階揚水試験のための資料を得る。
- (3) 段階揚水試験は段階上昇又は段階降下測定方式とし、限界揚水量および適正揚水量を求める。
- a) 初段階の揚水量は予備揚水から得られた最大揚水量の1/6～1/8の量で行い、次段階以後の揚水量は初段階の揚水量を逐次加算した揚水量とする。
- b) 各段階の揚水試験は揚水水位が安定するまで継続し、その間の水位を10分ごとに測定する。10分ごとに測定した水位差が10mm以下になった場合は水位が安定したものとみなす。また、安定水位が得られない場合でも1段階の揚水時間は原則として1時間とする。
- (4) 連続揚水試験は、段階揚水試験の結果から得られた適正揚水量の定量揚水で8時間連続して行う。
- (5) 水位回復試験の回復水位測定は上記の揚水試験終了後に行う。測定時間は1時間以上とする。

2-10 水質試験

水質試験は水道法による全項目(原水39項目)とし、公立の保健所・試験所又は認定の試験機関(事前に監督員の承認を得る)によるものとする。

2-11 地質標本及び地質柱状図

前掲の資料を基に作成した地質柱状図を提出するものとし、地質柱状図には電気検層の測定結果を併せて表示するものとする